

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、各専門学校等におかれては、感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けての対応をお願いいたします。

2 文科教第 7 5 6 号  
令和 3 年 1 月 5 日

各都道府県教育委員会教育長  
各都道府県知事  
専修学校を置く国立大学法人の長 殿  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長  
義 本 博 司  
( 公 印 省 略 )

専門学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と  
生徒の学修機会の確保について（周知）

各専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策を講じつつ、生徒の学修機会の確保にお取り組みいただき、ありがとうございます。

同感染症への対策については、これまでも累次の通知によりお願いしているところであり、最近では、内閣官房に設置されている新型コロナウイルス感染症対策分科会から、飲み会、寮生活、課外活動等における感染防止対策が指摘されたことに伴い発出した令和 2 年 11 月 19 日付生涯学習推進課事務連絡「専修学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（周知）」により対応をお願いしています。また、この年末年始における同感染症への対策については、令和 2 年 12 月 17 日付生涯学習推進課事務連絡「専修学校等における年末年始の忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について（周知依頼）」や、12 月 24 日付生涯学習推進課事務連絡「「静かな年末年始」に関するメッセージ等の周知について（周知依頼）」において対応をお願いしているところです。

上記のとおり、年末年始における新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いしてい

るところではありますが、今般の感染拡大を踏まえ、感染対策をより慎重に講じた上で対面授業の実施が適切と判断されるものについては、引き続き実施を検討しつつ、対面授業と遠隔授業を効果的に活用した質の高い学修機会の確保や課外・校外活動等における感染対策と注意喚起の徹底等について、令和2年6月5日付総合教育政策局長通知「専門学校等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて（周知）」や上記事務連絡に沿って感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けての対応を改めてお願いいたします。

各専門学校等におかれましては、本通知の内容について、所属する生徒や教職員等に周知いただき、引き続き感染拡大の防止に努めていただくようお願いいたします。周知に際しては、冬季休業の時期に当たることも踏まえ、メール等の手段を活用いただくなど、生徒等の一人一人に情報が行き渡るよう御配慮ください。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件担当> 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室専修学校第一係 直通：03-6734-2915
--